

## 令和5年度第2回静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会 会議録

- 1 開催日時  
令和5年10月26日（木）18時30分から20時30分まで
- 2 開催場所  
静岡市地域福祉共生センターみなくる 会議室1
- 3 出席者  
江原勝幸会長、朝比奈伸江委員、天野育子委員、石田幸彦委員、大石信弘委員、川島徹也委員、木村綾委員、黒澤幸夫委員、末吉喜恵委員、寺田千尋委員、中村千須子委員、深澤啓子委員、増田樹郎委員、
- 4 傍聴者：なし
- 5 会議内容
  - (1) 開会
  - (2) 参与兼福祉総務課長挨拶
  - (3) 議事

[審議事項]

  - ①地域福祉計画の評価方法
  - ②重層的支援体制整備に関する実施計画の検討
  - (4) 閉会

### [審議事項]

#### ① 地域福祉計画の評価方法

○江原会長 それでは早速ですが議事に入りたいと思います。

まず、議題3の報告事項地域福祉計画の評価方法について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 改めまして、福祉総務課の山内と申します。座ったままで説明させていただきますが、よろしく申し上げます。私からは、地域福祉計画の評価方法についてとなります。

使用する資料は、お手元に配布しております資料1と別紙1・別紙2になります。それではまず資料1をご覧ください。はじめに、地域福祉計画の推進体制について、説明をさせていただきます。

お手元にもお配りしました第4次地域福祉計画ですけれども、令和5年3月に策定をしております、令和5年度から令和12年度までの8年間の計画となります。そのうち、4年ごとに前期と後期に分けて、より具体的な個別の事業ですとか成果指標等を定めた実施計画というものを定めております。令和5年度から令和8年度の4年間の計画期間とする前期実施計画を策定させていただいたところでもあります。この実施計画に基づく関連事業は全部で188事業ほどあるので

すが、こちらを推進するために各事業の取り組み状況を把握し、進捗管理を行うものとしします。

次に進捗管理についてですが、記載のとおり毎年、実施計画掲載の個別事業についてこちら事業担当課により振り返りを行います。

次にこの個別事業評価を福祉総務課の方で取りまとめて、計画の基本目標ごとに総合評価を行わせていただきます。

最後に、その結果をこの地域福祉専門部会に報告して計画の見直し等を実施することとしています。

なお、計画推進の中間年度の令和8年度には中間評価を行いまして、必要に応じて計画を見直して後期実施計画に反映するほか、計画の最終年度となる令和12年度には、最終評価を行いまして第5期の計画の策定に生かしていくということとしております。今申し上げた内容を図にしたものが、この下に書かれている推進イメージの図になります。

続きまして、めくっていただいて2ページ目からは評価方法についてとなります。本計画ですが、全部で5つの基本目標と14の取り組み視点から事業を展開しておりまして、誰もが住み慣れた地域で助け合いながら安心して自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指すこととしております。この評価方法につきまして、ただいま進捗管理のところで申し上げましたとおり、まず各取り組み時点で展開される個別事業の実施状況を事業担当課にて自己評価を行いまして、その結果に基づき福祉総務課にて、基本目標と柱ごと総合評価を行います。

その後地域福祉専門部会にて報告をし、必要に応じて見直しをすることになっております。

今回の評価方法についてなんですけれども、今申し上げた全部で3つのうち1つが、事業担当課で行う自己評価と二つ目の福祉総務課に行う基本目標ごとの総合評価の方法について、見直しをしていきたいと考えております。

それでは2ページ目をご覧くださいながら、ご説明させていただきますと、最初に実施計画掲載事業の所管課による自己評価についての説明となります。資料1の2ページと、あとは別紙1の両方をご覧くださいながら説明させていただきます。

主に赤枠の囲ってある部分、こちらが毎年関係各課に調査依頼をかけて記載をしてもらっている箇所になります。その他の部分については基本的には実施計画の内容を転記したものになります。こちらの赤枠の記載要領については、資料1の2ページのとおりになります。予算額や決算額を記入してもらい、あとは事業実績および評価では、事業目標というのを各課に立ててもらっているのです、その実績を記載して、(7)の評価で、評価基準に基づいて、4段階で評価をつけてもらっているものとなりました。また、その評価理由を(8)で記載をすることとしておりました。

しかしながら、これまでの専門分科会ではこちらの評価を報告する中で、各課が書いてくる調査票の中の中身が定量評価であり、定性の評価というのはどこにもないといったご意見も、いただいたところでもあります。評価自体が、定量的な側面に重きを置くという傾向があったかということがございます。地域福祉を推進するためには、現状や課題、成果について分析して具体的にわかりやすく伝えていく必要があるかと考えております。

事業の本来の目的の達成や目的達成や住民の意識変化等、住民主体の発揮度合、すぐに結果としては出なかった、数値化することが難しい事象も評価をしていくことが必要でありまして、量的指標と組み合わせていくことが重要かと考えております。そこで今回は、この量的な評価と質的な評価の区分で評価をしていくために調査票の見直しをさせていただいております。

次のページをめくっていただいて、3ページ目をご覧ください。合わせて、別紙2をご覧ください。別紙2が今回新たに調査表の案として考えているものになります。

こちらも同様に、別紙2の赤枠部分が今回各課に記載していただく項目となります。新たに項目として設けさせていただいております。定量的評価や定性評価、あとは今後の取り組み方針や事業課題という欄を設けさせてもらっております。各項目の記載要領については、資料1の3ページになるのですが、定量的評価については、これまでの評価基準と同様ではあるのですが、事業実績や成果をSからCの4段階で評価をすることとしております。

また、定性評価についても事業の効果や取り組み内容、体制等の構築の状況を、◎、○、×の3段階で各課に評価をしていただきたいということになっております。

評価理由のところには、記載のとおり定性評価なので数値ではなかなか表せない質的な視点から記載をしてもらうのが良いのかなあと考えているところです。例えば課題の解決に向けた取り組みがあったとか、課題の解消が見られるとか、関係各課と連携した取り組みができたのか、また事業実施にあたりどのような取り組みがあったのかといった、視点から記載いただけたらと思っております。

次に、今後の取り組みや方針事業の課題の(7)になるのですが、こちらについて、現行の評価では、評価理由欄にて、評価がBやCの場合は、課題の解決に向けた取り組みを記入するよう、指示をしていたところですが、なかなか指示通り課題を記入出来ていない事業があります。また、例えば評価が数値上Aで評価をつけた事業であっても、課題が残っている場合もあると思います。そういった事業や、状態がわかるようにするためにも、新たに個別で欄を設けさせていただいたところがございます。以上が個別評価の説明となります。

次にページを1ページめくっていただき、福祉総務課にて行っている基本目標ごとの総合評価になります。現行の総合評価はご覧のとおり、各基本目標に関

連する事業のうち、事業がSとかAとかBこの3つに該当するものの割合に応じて、3段階による基準を設定し、総合評価を行っておりました。90%以上の場合には総合評価Aですし、70%から90%未満B、70%未満はCというような形で行うようにしておりました。

次のページの総合評価案といたしましては、先ほどご説明させていただいたとおり、新たに定量と定性を設けたというところから、これらの相関を踏まえて総合評価を行えばなど考えているところです。

まずステップ1として、各課で定量・定性を評価したものについて、点数化をさせていただいき、事業の進捗状況を評価と定量評価はS・A・B・Cごとに4点、3点、2点、1点とします。定性評価は◎、○、×ごとに3点、2点、1点とします。それぞれの点数を合計させていただいて6点から7点が「計画どおり」、5点が「概ね計画どおり」、4点が「やや遅れている」、2点から3点が「遅れている」という形で進捗状況を評価します。それをもとにステップ2としまして、各基本目標に関連する事業の進捗状況が、「計画どおり」、「概ね計画どおり」、これに該当する割合が90%以上は総合評価A、未満の場合はB、70%未満はCというような形をとらせていただきたいと思いますと考えているところです。以上が総合評価案についてとなります。

最後にページをめくっていただいて、こちらが総合評価シートについてになります。総合評価シートは計画の基本目標ごとに、福祉総務課にて作成しております。こちらの分科会にて報告する際の資料となっているものになります。令和5年度からの計画においても、同様にこちら作成をしておりますが、もう少しわかりやすかったり、見やすかったりとか、記載内容に厚みを持たせるためにもフォーマットの変更を考えているところでございます。

左側が現行のシート、右が案というような形になっております。右側の総合評価シートの評価区分については、事業数や評価割合を前年度との対比ができるようにしております。また評価の記載について、これまでの取り組み内容や課題を全部まとめて分けることなく記載をしていたのですが、今回取り組み内容と今後の取組方針や課題と欄をそれぞれ分けさせてもらい、全体の傾向や、特筆すべきは事業の成果や課題というのを記載するようにしようと思っております。

また、今回新たに設けた定性評価の視点から、こちらに記載をさせていただきたいと思っております。各基本目標の中で、いくつか重点施策を設けています。そちらについては、引き続き記載をしていくという形になります。

こちらのシートは、第4次計画からは、基本目標が今まで3つだったものが5つになったということもありますので、全部で5枚ほどになり、ページ数はものによっては、2ページから3ページと長くなってしまふものもあるのかと思います。簡単ではございますが、評価方法案について説明は以上となります。

○江原会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問ご意見等、案が出されましたので、定性評価を入れたというところで、個別評価と、あと、

総合評価のシートも出されていますがいかがでしょうか。ご質問があればご質問をお願いします。はい、お願いします。

○寺田委員　ご説明ありがとうございます。事業目標のところの数値が例えば、別紙2の案のところ、3番の児童福祉施設建設事業から「ちゃむ」のところ、アクセス数のところが目標の数字になっている、この辺は、また計画に基づいて、こう考えていくにあたって、本当に件数だけがその目標ですかというところが、以前も説明を聞いている中で思ったところで、その計画としてアクセス数が伸びではそれでいいのかということではないとするならば、その事業目標自体が設定のところが凄く重要になるのかなと思うので、そのあたりはいかがかなというところをお聞きしたいです。表面上の数値化で追っていたようなところがあって、実際何を求めてこのようにしているかというところがあり、例えばアクセス増えたことで、達成したくてその目標にしているのかというところが載ってなかったの、なんとなくそこのところをもうちょっと深く追求していただきたいところかなというのが以前の意見がこう出ていたかなと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○事務局　そうですね、こちら事業目標につきましては、やはり担当課で設定をしているところではありまして、今委員からもお話があった通り、アクセス数が、例えば4万8000ページだからって何がだからなんだというところはおっしゃるとおりかなあというところではございまして、その辺の見直していうのも今後必要になってくるのかなと思っているところです。今までだったらこれで本当は評価終わりだったのですが、今回の定性ということを加えさせてもらって、この4万8000人、今現状このようになっていますが、4万8000人にアクセスするためにはどういった工夫とか。

○寺田委員　ページ数が増えたことでどういったことの効果求めていくのかというところが知りたいところかな。件数が伸びたことで、どういう効果を求めているからこの検査を求めてっていうところが何かわかるような記載方法だとなんとなくいいのかなという気がします。

○事務局　はい、わかりました。ありがとうございます。

○江原会長　これ1つは担当各課に説明みたいなのも結構丁寧にしないとね、いきなりこれが入ったって言ってもね。今のご意見も含めてその先、効果等きちんと書くようにというようなことでしょうか。いかがでしょうか。はい、お願いします。

○末吉委員　先ほどのご意見をお聞きしまして、事業目標と私と子育て支援の方を見させていただいておりますので、その「ちゃむ」の運営で申しますと、ページアクセス総合計が月平均4万6000ページということで、多分これ目標を立てられて、今年度から各支援センターに毎月きっちりしっかり報告というか載せなさいよっていう仕事が増えたといえますか、増えたんです。それをするによって、更新する回数が増え、それを見る方も増える。で、その数のページアクセス数が増えたことによって、各支援センターの利用が増える。そして、そこに利用

された親御さんたちの評価をまたさらに取って、良い・悪いじゃないですけど、そこに繋がっていくのかなと思いました。なので、目標のところにそのまま載せた方がよりわかりやすいのかなと思いました。

○江原会長 ほかはいかがでしょうか。はい、お願いします。

○深澤委員 すみません、事業目標を見ますと、やはりどうしても数値が出ていますよね。今後はその質というものをね、捉えていこうって今後の話だと思いますが、そこを何回とかじゃなくて、多分セミナーではこういうことを皆さんにこういうふうにしていくっていう、そこをさっき前の方が言うておりましたが、具体的にこれだと本当に1+1は2だよってそんな感じになってしまうので、じゃあなんで1+1は2になったのかなっていう。

要するに思考の部分をごここにに入れていただくとよりわかりやすいかなと思います。資料1の5ページですが、こちらの定数と定量の枠があると思うんですけども、資料7ページの中に反映していくのかなと、どう点数をどうどういうふうにするのかちょっとごめんなさいよくわからなくてはいちよつと説明を。

○事務局 すみません、点数をまず足し算で出してもらって、それぞれ足して、例えば定性は◎が3点で、定量がSで4点となる場合は7点になります。それが計画どおり進んでいるっていうような話とその事業になると思います。基本目標ごとにいくつか事業というのがその下にぶら下がっているものですから、例えば「計画どおり」ってなった事業と、「概ね計画どおり」になった事業というのは、その基本目標の全事業の中で何割あるかなっていうのを数えてもらって、それが90%以上の場合は総合評価Aです。

そのような形で、総合評価をしていくっていう形になっております。その評価の結果を7ページの総合評価のところAなのか、BなのかCなのかっていうような形で書くという形になっています。よろしいでしょうか。

○深澤委員 はい。

○大石委員 事業目標っていうのは実施課で決めるので、それぞれの事業を実施する部署で事業目標を決めるっていうことですか。

それは公にはこの評価表がでない、事業目標とわからないっていうことになりますか。

○事務局 この計画、今配布している地域福祉計画には、確かに事業目標は載ってないのですが、これとは別に、4年ごとに前期の実施計画と後期の実施計画っていうのを定めておまして、その中に掲載事業全部180事業がありますが、その中に事業目標というのが全部書かれております。それはホームページの方でも公開をしているところであります。

補足説明で、書面開催で開催させていただいた前回の第1回目の会議資料の中にも前期実施計画という形で、分厚いものになりますが、紙で入れさせていただいているので、よろしければご自宅戻られたときに、また見ていただければと思います。本日はご用意出来ず申し訳ございません。

○江原会長 他にいかがでしょうか。市社協の川島委員は活動計画を作ったということで、評価についてもあるかと思いますが、ご意見があればどうでしょう。

○川島委員 はい、ありがとうございます。なかなか厳しい意見だなと思って聞いていましたが、一緒に作らせていただいた活動計画っていうのを今回評価に入るのですが、今、事務局からお話いただいたような量の部分と、内容の部分を盛り込むようには今準備をさせていただいてるところです。

難しいなって思っているのは、目的が何かっていうのを、地域福祉事業の場合なく、我々の場合なくやっていると、事業があったので、その手段が目的になっているようなところもあるのかなというふうに思っていたので、そこをしっかりと明確にすることによって、皆さんがご指摘いただいたことが、この量が正しいかどうかっていうのは正直各専門領域じゃないと、わからないしそのバックデータがないと、これだけでは判断しかねると思うんですけども、少なくとも今お話の中にあつたように、このために、あるいはこの目標を達成するためにこういうことをやっているんだっていうことがわかると、僕らも評価しやすいのかなというふうに感じたところです。ありがとうございます。以上です。

○寺田委員 これ数年に渡って事業を実施するようところがあって、例えば評価が低くてもまだその道半ばのものだよっていうのが何かわかるところで何か記載されるんですけど。何か数字だけとか、せつかく計画立てて進めているのに、BとかCとかつてつけちゃってというふうな感じになってしまうと、数年にわたって達成できればいいので、そのところのご意見なんかもただ書く欄とかそういう評価をするところがあるのもいいのかなと。すごく難しいとか、クリアしなきゃいけない課題だったりすると多分1年じゃ終わらないよねっていうところがあったりすると思うんです。その中でCとかBとかついたらとしても何かつけにくくなっちゃう部分も正直あると思うんですね。計画立てているのに、なんかCとかBつて付けにくいじゃないですか。

なので、これはCが付いていますが、おおむね計画上のラインっていうんですか、真ん中のラインが程度とするならば、その少し下回っているが、許容範囲内に入っているよというところをどっかに書いていただけると、安心できるというかBとかCがついちゃっているけど、おおむねこの4年間の間に達成できる、よくありますよね、資産運用とかでも、なんかおおむね80%クリアできそうだよみたいな、そんなグラフみたいなものがあったらいいと思いますし、一言書いといていただくと評価する側が安心できるというか、委員せつかくでやっている活動で、多分目標に向かってやっているところではあると思うので、そんなところもちょっと一部書いていただくなりして、見てわかるものになっているといいかなと。

○江原会長 ほかはいかがでしょうか。増田先生いかがですか。

○増田委員 どっから聞こうかと思っていたんですけど、でも皆さんにおっしゃっているこ

と、それぞれごもっともなことなので、1つ押さえなきゃいけないのは、定量的な評価と定性的な評価、この定性的な評価でなんなんだっていうことです。

一般的に地域福祉計画っていうのは、情報量があるんだっていうのは、そう言われているんだけど、この定性的な評価を、それこそ表の中で先ほど170とおっしゃったんですかね。そうすると、段々と書き方をパターン化するんですよ。「努めています。」「前向きに検討します」そうすると、中身が見えてこなくなってしまうと、何かそのあたりの定量とはまた違う意味で、今委員の皆さん方がおっしゃった内容が問われているのに、なかなかその内容の表現力を伴わないですね。

だから段々やっていると、似たような言葉が羅列されていってしまって、そうするとプロを多くして、なかなか次の評価に結びつかないというのが1点です。

2つ目は、実は数値化するの是一個のご努力、大変工夫されたんだろうと思うんだけど、評価というのは、数字の結果が出てから評価なんですよ。数字が結果じゃない、評価ではないです。皆様、A、B、Cとかという過程なんだ、プロセスとおっしゃる元々そのとおりです。実はその数字が出てきたところに対して、どれだけの根拠付けを、理由づけを私達がしっかりするか、次早々に次の改善向上にどう繋げていくのか、その次の目標を次のステップを見出すための数値化なので、でも多くは、数字が出ちゃうと、それこそSとかAでしょうとできたんだから良かったと。

でもSやAが出たからって。実はそこに本当に見合う事業としては、一つ達成したかもしれませんが、それが地域福祉としてはどうなんだってやる時には、やっぱりそこにその数字の裏付けを、つまり次のPDCAだったら、Aの部分をしっかりとおさえる作業がないと、せっかく作業する数値化の作業をされていても次が見えてこない。

例えば、障害関係の計画みたら、これは数字が並ぶんですけど、グループホームが目標値達成しました。それで終わりなんですけど、だけど、出来上がったグループホームって質はどうなのって言われると、利用者の満足度だとか、あるいは、事業者側の自己評価だとか、場合によっては第三者評価の評価よって入ってくる、そういう総合的に見てみると、数は達成したけど、障害者にとってのグループホームの中身は全然十分にニーズを満たしてないじゃないか、あるいはケアの質支援の質が十分に満たされてないんじゃないかっていうふうになると、改めて次に、グループホーム、予定通り作ったけども、当然今度はグループホームの質の改善に皆さんが取り組まれると思うんですけど、そうですね。

数は予定通り計画作ったけど、今度は本当に市民の期待に応えられるような事業所なのかっていうのを、計画の方向性が少し変わってくるというふうだと思うんですね。今は十分まだ言い切れてないんですけど、少なくとも数値化する工夫をされたのは評価ですけれども、そこから出てきた結果をAの部分、つまり



改善より次にどう繋げていくのかという、この項目は持ち込まないと、数字規定がないのかなということ、言えるんじゃないでしょうか。

○江原会長 はい、ありがとうございます。今後新しくなっていくということで、まだこれから検討していくということだと思いますし、これに関して、よくご覧になって、ご意見等あれば事務局の方にぜひアイデアとかも含めて、お願いしたいと思います。

○深澤委員 よろしいでしょうか。前に170個くらい見せていただいた評価がいっぱいありますよね。ああいうものを毎年毎年やるわけですよね。

○事務局 そうですね、はい。

○深澤委員 経済白書とかなんかあんな感じで、なんかそれを作るのが、目標ではないですね。もちろんちょっと厳しくなった言い方かもしれないけど、私いつもモヤモヤしているのは、地域を、地域をと言うけれど、私も含めてですが、地域を意識して、みんな本当に生きているのかなあとか、そういうこと自体が、もうちょっと地域をどうにかしていこうかという根本的な基本的なところをね、市民国民がこう考えられるような、何かそういう政策がないのかなあとか、もちろんボランティアやって一緒にやっています。隣の人は何をする人なのかなっていうこともわからないで暮らしていることもいっぱいありますけれど、そういうのは本当に細かくて申し訳ないけど、そういうことを一番ちゃんとしていかないと、この文書をいくら作っても申し訳ないけれど、誰が見るのでしょうか、ホームページをと言ってもホームページは高齢者とか、支援を求めている人たちはなかなか見ることが難しいのです。そういうこともちょっと考えていただかないと、かっこよくいけば一番いいのですがと思いました。

○江原会長 はい、どうぞ。

○木村委員 はい、すいません。いろいろ意見が述べられた中ですけども、事務的な話をすると、定量評価と定性評価と同じ職員の方がされると思います。そうすると、定量的な評価をした後の補足的な評価として、定性的な評価が使われてしまわないかなってところの懸念もありますが、おそらくこの数字ができないところをフォローしたいってところもあるだろうし。

なので、そういった意味合いで、定量・定性的評価を使うのか、ある意味もう本当に完全に数字で見えない数字の部分とそうではないところを切り分けて評価するってところ、少し事前に整理された方が良のかなってこと、この項目ごとに全部定量・定性ってやっていくと大変なので、その取り組みの視点というのが、別れられると思いますので、そういった中でその視点に対してこれらの事業が実施されて、それによってこの目標に向かってどれくらいそれが取り組まれたのかってところを、定性でやってもいいのかなって。項目ごとに全部していくと、なかなか大変なかなと思うところ、見る側もちょっと大変かなってところもあるので、実際に活用できるような評価の組み立てにしていいただければいいのかなというふうに思います。

○江原会長 はい、ありがとうございました。それではただいまの意見を反映させながら、より良い評価を各関係各課や、もしくは福祉総務課の評価の定性・定量評価の説明をきちんと整理してやって進めていってください。それでは、この件は終了したいと思います。

続きまして、次は重層的支援体制整備事業に関する実施計画の検討について事務局から説明をお願いいたします。

#### 【審議事項】

##### ②重層的支援体制整備に関する実施計画の検討

○事務局 福祉総務課の木村です、お願いします。座って説明させていただきます。議題の方には、実施計画の検討ということで書かせていただいたんですけども、今回対面で開催をさせていただくのが、今年度初めてそういうところもありますので、事業の内容の説明をさせていただく本年度こちらで取り組んでいる内容についてお話をさせていただきたいなというふうに思っておるところです。

使わせていただく資料は、2-1から2-6まで多いですが、一緒にご覧いただきながら聞いていただければありがたいです。

まず、最初に資料2-1ですが、こちらは既にご覧になったことがあるという委員の方も多かなというふうには思います。うちの市の方で重層的支援体制整備事業というものを少し図式化したというような形の図になっております。そもそもこの重層的支援体制整備事業なんですけれども、ご存知の方も多と思いますので、あまり詳しくっていうところではないですけども、令和3年の4月からっていうようなところで社会福祉法が改正されて新しくできた事業になっております。

ただ多くを巻き込むというか、いろいろな事業が合わさって組み合わせられてきているような大きな事業になりますので、それぞれの市町で、移行準備の期間を設けて手上げというような形で事業を実施するというようなスタイルで、今いろいろな、全国の市町がもう既に本格実施しているよっていうところもあれば、移行準備をしているよっていうような自治体もあるというような状況になっております。当市は令和3年の4月から移行準備を始めておまして、来年度から本格実施というところを目指しているような状況でございます。

そもそもこの重層的支援体制整備事業を、短く言うと「重層事業」なんですけれども、今までも分野ごとにいろいろな支援が展開されてきて、それで解決されていた事例ももちろんたくさんですけども、最近のライフスタイルの変化やいろいろな社会状況の変化や、その分野ごとの支援だけで、なかなか足りていけないというような縦割りの限界が見えてきたというようなことがありまして、その一つの過程の中に複雑化複合化したいろいろな分野にまたがるようなそういった課題を持っている家庭が増えているのではないかっていうようなところで、何とかそういう家庭についても支援体制を整えることができないだろうかっていうところで、始まった事業になっております。なので、今までも

展開されている事業とこれから新規に立ち上げる事業と、そういった事業を組み合わせるような事業の形になっております。

それを表させていただいたのが資料2-1というような形になっておりまして、それぞれちょっと枠で事業ごとに表されているんですけども、重層事業の中に大きく5つ事業が入っているというふうに思っただけだと思います。

地域づくり事業と包括的相談支援事業、緑と黄色の枠で書いてあるような事業は今までも行っていた事業ということなので、各地域や、それぞれ専門の相談窓口とかでも展開されてきたような支援っていうような形になります。地域作り事業の中には、S型デイサービス、地域の子育て支援拠点事業、そういった地域の中で、密着型で支援をしていただかっていう居場所とそういったような事業が該当しているところになります。

包括的相談支援事業は、主に包括さんとか地域包括支援センターさんとかがよくイメージされるところかなと思うんですけど、分野ごとの相談窓口っていうような形で少し専門的なご相談をして支援をするよっていうようなところが、包括的相談支援事業に入っているんですけども、今まではそういった支援の行い方っていうところで、いろいろな家庭に向き合ってきたっていうところなんですけれども、その事業の中で新規に立ち上がる事業というものが下の3つの事業になっております。多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とちょっと長い名前にはなっておりますけれども、その事業があるというような形になっております。

基本的には、包括的相談支援事業の各事業所さんや相談窓口さんとかで受け止めて支援をして、それで解決していく事例っていうのは、今までどおり支援を行っていただかっていうような形にはなりますが、そこでもなかなか連携体制を組むのが難しいよとか、これはどこにどこがどういうふうにやったらいいんだろうっていうふうに悩んでしまうような事例が多く発生しているっていうところがありますので、そういった難しい事例や支援機関同士が連携していくのがなかなか大変だよっていうような事例を調整するような役目として、また多機関協働事業というものが立ち上がっているというような状況になっております。

それぞれの事例の調整役っていうふうに思っただければというふうに思うんですけども、重層的支援会議というような会議を作りまして、そこにいるいろいろな、多分野に関わるような方たちをお呼びいたしまして支援プランというものを立てていくというふうな、スタイルになっております。

これまでも地域包括支援センターですとかは、ケア会議っていうような場を持っていたりしますので、そういった既存の会議体で解決していくものはもちろんその既存の会議体で行っていただかっていうような形にはなるんですけども、そこでもなかなか場作りが難しいよというふうな事例については、こち

らの重層的支援会議の場を使っていただくっていうような形になっております。

そこで立てられた支援プランによって、それぞれ参加支援事業とかアウトリーチ等を通じた継続的支援事業だったりとか、あとはもう既に稼働しているサービスだったりとかを使いながら、事例を解決の方向に向かっていくっていうような、そういったような統制をとるのが多機関協働事業になっております。

参加支援事業とアウトリーチの事業はそれぞれ記載をさせていただいている通りではあるんですけども、アウトリーチの方はこれまで課題を抱えながらもなかなか支援に繋がりにくい方たちっていうのが地域にたくさんいらっしゃるってところで、そこに直接アプローチをしてまずは繋がることっていうのを目標にした目的とした事業になっておりますので、繋がってその先どうしようとかっていうのがそれぞれの事例で出てくるとは思うんですけど、まずは繋がることっていうようなところを目標に行っていくような事業になっております。

参加支援事業については社会との繋がりにっていうようなところを支援していく事業になります。例えば既存の就労の場所だったりとか、ボランティアの場所だったり、いろんな社会参加の場所ってあると思うんですけども、そういったところにちょっと繋がりにくいよとか、興味あるんだけどなかなか1人じゃ難しいよというような方がいらっしゃったら、その参加支援っていうようなところをしていく。既存の事業だけだと事足りないなかなかあのニーズに合うような場っていうのは作られていないよねっていうことであれば、その場を作っていくっていうようなところも参加支援事業の方で担っていくというような、こちらがその基本的な重層的支援体制整備事業の形というふうになっております。次をめくっていただいて資料2-2では、これまで本市がどういった取り組みをしてきたかというものを挙げて表にまとめさせていただいたものになります。

移行準備期間としまして、令和3年度から令和5年度というふうに書かせていただきました。令和3年度から続けてやってきていることとしましては庁内の連携会議ということで、今までいろいろな課の方で協議を進めているという状況になっております。主には福祉の関係課、子供の関係課、教育等関係するであろうというような課を集めて、協議を進めているという状況になっております。

まずは最初本当にスタートしたときはこの事業自体がどういった事業なんだ、何を狙っているんだっていうところも私達もわからないなかスタートしたっていうところもあったりはしましたので、そういった事業の理解からちょっと始めさせていただいて、今現状っていうようなところと、どういう場の設定ができていくといいのだろうかっていうようなところを、協議を続けているという状況になっております。主には令和5年度のところを見ていただければというふうに思うんですけども、今年度につきましては、駿河区をモデル

地区と設定をさせていただきまして、先ほどご説明をさせていただきました。

重層の中で立ち上がる新規の事業を全て立ち上げるというような形でモデル的な実施っていうのを開始しているところになっております。

先ほどご紹介した重層的支援会議っていうものを月に1・2回やるときもあるんですけども、そういったような継続的な実施ですとか参加支援事業とアウトリーチっていう事業もある委託をさせていただくような形で、既に稼働をさせていただいているというような状況になっております。

今年度のモデル地区のまだ途中というような形ではあるんですけどもそういった実施状況を見ながらですね、来年度の本格実施っていうようなところに向かっていきたいというふうに思います。

めくっていただいて資料2-3になります、重層的支援会議っていうものについてどういった事例が上がってくるかっていうようなところっていうのが包括的相談支援事業の方から基本的には上げていただき、困っている事例ありませんかっていうようなところで呼びかけをして、重層的支援会議っていうものに入れて提供していただいているっていうような状況なんですけれども、こちらはその各部署であったり、包括的相談支援事業にあたっている事業所の皆様ですとかに配布をさせていただいているチラシになります。こういった事例があったら、こちらの方で会議の場という設定ができますよっていうようなご紹介ですとか、裏面に行っていただくと、重層的支援会議ってこういうものですよっていうようなご紹介ですとかそういったところでちょっと各方面に周知を図るという意味も含めましてチラシの方を作らせていただいているというような状況になっております。

実際にどういった事例が今上がってきているのかっていうところで資料2-4をご覧くださいというふうに思います。重層的支援会議相談件数と会議の開催件数とそれぞれ書かせていただいておりますが、具体的な事例も概要だけにはなりますが、書かせていただいております。

1つ目は、高齢のお父さん、外国籍のお母さんで精神疾患を抱える長女さんっていうのは3人世帯生活保護で、生活困窮の世帯っていうようなところで上がってきた事例になっているんですけども、長女さんの精神症状が出ているんですけども、受診拒否でなかなか改善が見られないとお父さんも高齢になってくる中、お母さんもなかなか日本語が通じない、難しいっていうような状況の中、今後どういうふうに生活を自分たちが老いていった後にどういうふうに生活を彼女がしていくのかというところでの相談に繋がったっていうような事例になっております。

今後の支援の必要性が大きいということで、今会議を継続的にさせていただいて、まずは長女さんの病院受診であったり、そういったところがどういうふうに見えるかっていうところといろいろな関係支援機関で、集まって会議をしているような状況になっております。

2つ目は、お兄さん夫婦と同居する知的障害を持ったご本人さんということで、お兄さん夫婦が高齢になってきていることっていうようなところとか、近隣住民の郵便物を取ってきてしまうという軽犯罪があったり、今後本人とどういうふうに住生活をしていけばいいのやらっていうようなところでこちらの相談に繋がったというような事例になっております。

最後は、発達特性の強い4兄弟を養育している方で両親が家庭内別居のため、ほぼ母のみで養育をしているっていうような状況で支援機関がかなり多い、それぞれ4兄弟にそれぞれの支援機関がついているっていうような状況でしたので、支援機関が多くてなかなか全体像をつかみながら、全体で支援していくっていうのが難しい事例だということでこちらの相談に上がってきたというようなそういったようなこちらは一部にはなりますけれども、等々という形で今相談を上げていただいているという状況になっております。基本的には課題が複数分野にまたがる事例ですとか、関係機関の連携が難しい事例、何らかの困難性を抱えている事例っていうようなところが、やはり上がってきているというような印象です。

当初はやはり重層って何っていうふうに皆さん思っていて、4月、5月とかはそこまで相談件数が上がってこなかったってところはあるんですけども、最近やはり一度会議に出させていただいて、戻ってその事業所の中でこんな事例があるよっていうような形でまた事例提供でここで扱って欲しいっていうようなところで継続的にご相談が入ってきているような状況になっております。

資料2-5ご覧いただければというふうに思うんですけども、最初に出した事業のフロー図は、事業の説明っていうような感じのベースで作らせていただいたものだったので、どういうふうな流れでそれぞれの重層に関係している事業が関わっているのかっていうのが、もう少しわかりやすいフロー図っていうのがあった方が、機関にとってしてみても、重層ってどういうことをしてできる事業なのかなっていうのがわかりやすいかなというところで作らせていただいたフロー図になっております。

それぞれ該当の窓口にご相談した後、調整役、今は福祉総務課が調整役ということで、多機関協働事業を担わせていただいているんですけども、そういったところで機関を招集して支援プランを作成するような会議ができますよっていうようなところで、フロー図の形でわかりやすくお伝えができるようにしていきたいなというふうに思って作った図になっております。こちらをご覧いただければと思っております。

最後に資料2-6になります。実施計画案ということで、こちらが国の方から努力義務というような形で策定が進められているものではあるんですけども、重層的支援体制整備事業も先ほど議題の1の方で取り上げました地域福祉基本計画に規定される事業にはなりますので、そちらよりも事業のより詳しい

実施体制のようなものを定めるようにというふうに言われているものになっておりますので、細かい話にはなるんですけども、例えば相談支援事業はこういうところが該当しています、市内ではこういうところが該当していますとか、そのアウトリーチとか参加支援というのはこういう体制でやっていきますよってというような、そういった詳しい内容を書くような計画ってところで、作っていくというような形になっております。

ただ、こちらはまだうちもモデル地区で実施を続けている途中っていうような形ですので、あまりその新規に立ち上がる部分について詳しく書いているものではないなあとこのところで思っておりますが、現時点で既存の事業で該当しているものとかの整理はついておりますので、そちらについては、市内でどういったことが行われているかというところで書かせていただいている内容になっておりますので、またこちらもご覧いただければなというふうに思っております。

事業自体が、あの複雑な事業でもありますので、なかなか関わっている皆さんに同じようにこの事業を理解していただくまでにはすごく時間がかかるかなというふうに思っておるところではありますが、こちらについてもいろいろな関係機関さんは既に重層会議とかに参加してくださっている皆さんもいらっしゃいますので、引き続き周知であったりとかも続けてやっていきたいと思っておるところです。簡単ではありますが説明は以上になります。よろしく願います。

○江原会長     ありがとうございます。それでは、ただいまの説明についてご質問どうぞ。はい、大石さん願います。

○大石委員     はい。説明ありがとうございます。2点質問があります。1つは、多機関協働事業。多機関協働事業のところに、こういうケースがあるので、このケースを取り上げて欲しいよってということで、問題、事例を提起していくことになるかなと思いますけれども、これって、ここに書いてあるような相談支援事業所、包括的相談支援事業をやっているところだけが、多機関協働事業の部署にその問題を定義できるのかどうか。行政機関の中でも、いろいろ窓口持っていると思うんですけども、先ほどの説明の中で生保世帯がこの事業の対象になったということで、私民生委員やっていますね、地区のいろんな状況を見ると、やっぱり支援困難事例っていっぱいあります。

生活保護を受けている世帯なんかも、やはり生保の担当者だけでは対応できなくて、いろんな機関が関わって取り上げて欲しいなって思うようなケースも多々見られます。

例えばセルフネグレクトの事例なんかでは、支援者と繋がってないわけですよ。支援者と繋がってなくて、高齢のセルフネグレクトで地域包括が関わるけれども、それを拒否するので、地域包括も関われない、そういう事例だってあるわけですよ。民生委員が地域の中で見守りするというのもあって、ア

アウトリーチ支援って本当に必要だなって思うんですけども、アウトリーチ支援だけで、多機関協働事業の中に事例として提起できるのかと。その場合、誰が提起するのかなっていうのもあって、地域の方から見ると、こういういろんな多問題を抱えた世帯への支援って、本当に大切だなって思うんですけども、それって本当にこの相談窓口のところだけからあの事例を持ってって、解決できるのかっていうと、なかなかそうはいかないものもあるそれをどういうふうにするのかっていうことが1点です。

それからもう1つ、その相談窓口がここにいろいろ網羅されていますけど、例えば、隣にあるひきこもり支援センターDanDanであったりとか、それから発達障害者支援センターだとか、ここは全然入ってこないんだけど、そういうとこってどういうふうな扱いになるのかというのがあります。2点目は、専門技術機関はどういうふうに関わってくるのかというのがあるんですね。

この図を見たり、計画の中に見たりしても、あの専門技術機関、例えば静岡市といえど政令市ですから、児相もあるしこころの健康センターもあるし、そういうふうな専門技術機関ってこういう支援の中ではとても大切な役割を果たす部署だと思うんですね。それってこの表の中とか文章の中に全然書かれてないんだけど、直接事例の支援をしなくても、支援者に対する技術援助って、とっても大切なことだというふうにするんですけども、それがこの中では全然書かれてない。

それってどういうふうに扱っているのかなっていうのと、それから、私の現職のときには、こういう高齢者、障害者、児童、複数の問題を抱えた世帯の支援とやってきて、いろんな機関とコーディネートして、この支援をするということをしていくつもやってきた経験があるので、あえて言いますが、こういう課題を持ったお宅って結構ね、衛生関係悪い家が多いです。ゴミ屋敷だったり、ネズミが出たり、ゴキブリが徘徊しているなんていうのもいっぱいありますよね。そういうときにどうしたかっていうと、例えば保健所の生活衛生部署のところで、駆除してもらおうとか、あるいはその駆除のための支援を受けるとか、そういうふうなことをやったりとか、ゴミ屋敷は清掃の部署と関わって、対応をするだとか、法テラスとか司法書士使ったりとかいろんな機関と対応しながら支援してきましたけれども、そういうふうないろんな関係機関等の支援ってどういうふうにこの中で考えているのかなっていうところが見えにくいので、はい。その辺の説明をお願いしたいと思います。

○事務局

ありがとうございます。文章と図の方に示すことができなくて申し訳なかったんですけども、こちらの文章であったり、図の方は基本的に社会福祉法に規定されているっていうようなところで、を作らせていただいているものになりますので、他のこちらの社会福祉法としては規定されていないけれども専門機関や、関係機関たくさんあるっていうところになりますので、そちらについては協力を別途お願いをしているというような、お願いしているというかこ



ういう事業があつてついうご説明をさせていただいているついうところになります。

1つ目のご質問でいただいております、こちらのその包括的相談支援事業の枠ではないところからでも上げられるのかついうようなご質問ですとか地域の中で民生委員さんであつたり、把握している事例ついうのはどうなんだついうようなところなんですけれども、既にこちらの包括的相談支援事業じゃない社会福祉法上は規定されてないついうところなんですけれども、実際その専門の相談をやつてくださつているついうようなそういった相談機関からも相談をお受けしているついうところになりますので、特にその枠をきっちり設けてついうふうには考えていないついうようなところになっております。今回モデル地区ついうようなところもあつたので最初にお受けしたのは、やはり他の包括的相談支援事業という枠組みある形ついうところではあつたんですけれども、いろいろとお話を繋いでいく中ついうかご説明をさせていただく中で、この事業を展開しているついうことをいろいろな方が知つてくださつているついう状況でもあるので、それこそDanDanさんだつたりとかそういった機関からもご相談をいただいているついうようなところになっております。地域の民生委員さんとかは、今アウトリーチの事業の委託をさせていただいているついうことを最初ご説明したんですけれども、そちらの方でもですね、電話番号を作つていただいて、そういった事例があれば、ご相談くださいついうようなところで、窓口を開いていただいているついうような状況で、まだ全部回れてないんですけれども、地区の民児協のだつたりとか、お伺いをさせていただいて、ついう事業があつてついうようなご説明を、続けさせていただいておるところになります。それに続けてお聞きいただいたDanDanさんですとかきりさんについても、ついう事業展開してついうちょっとご協力ついうか、ご支援をお願いしたいついうところではご説明をしているついうような状況になっています。専門相談機関へついうところだつた時ついうだつたりついうようなところも今年度開催している重層的支援会議の方にも、特にここ、精神の事例が多かつたりしますので、特にその事例に直接関わるわけではないついうけど、支援者の支援だつたり技術的な助言ついうようなところで、お呼びをさせていただいて、メンバーとして一緒にチームとして入つていただくついうような形で組ませていただいております。

最後にここに関わらない例えばゴミについて、課名でついうと廃棄物対策課とかになります、ゴミについての家だつたりとか、ついうところについても必要があれば、お呼びをするついうようなところで、事例ごとに重層的支援会議開いておるところにお呼びするついうようなことが今後あり得るかと思ついます。今年度行つた事例ではですね、法的な課題を今後抱えるだつろうなついう方がいらつしゃつたので司法書士さんに実際来ていただつてご助言いただつたりとか、ついうところでは事例に必要なついうようなついうか今後支援に入つてい

ただきたい、助言をいただきたいっていうような方達にお声掛けをさせていただいて、会議を組ませていただいているっていうような状況にはなっておりませんので、全ての市内全ての支援機関に十分に情報が行き渡っている状況ではないかなというふうに思っておるんですけれども、そういった形で少しずつ支援の輪を広げさせていただいているというところになっております。

○大石委員 はい、ありがとうございます。

○江原会長 はい、どうぞ。

○黒澤委員 初めての参加で、ちょっと生意気な話をちょっとお願いしたいです。この重層的支援体制整備っていうのは、厚労省が、令和1年にこの考え方を出したというのは話を聞いてるんですね。その話を出したときに、事業体にこういう、その事業を考えてるけども、モデル地区としてやってくれるとかありませんかというときに、2つの事業団が手を上げたというところは聞いてるんですよ。令和1年は二つの事業体が、これをモデル事業としてやりました。で、令和2年は、続けてモデル事業として、10数自治体が出た。私が聞いてるのは静岡市が令和3年に手を上げたという話までちょっと聞いたんです。

もしこれがもっと早く静岡でもこの事業を行ってれば、今年の9月の新聞の一面に、清水区で台風15号の影響で、1年間も見放されていたような、そういう事例があったと。床上浸水をしていて、一人暮らしの方が片付けも途中までしたけども、途中でできなくなって、そのまましておくために、絨毯が床にへばりついてたっていう事例を、地区のボランティアセンターが見つけて、新聞記事に載ったんですが、この時に、本来ならば、あの困っているから助けてっていう手を上げてくれるべきところが、1人で悩んで、どこにも相談せずに行ったと。つまり、アウトリーチっていうものが、全てその制度化されていれば、こういった事例は防げたんじゃないか。

だから、この事業がもっと早くスタートしてれば、9月の新聞記事のような内容は出なかったんじゃないかなっていうのが私民生委員の立場として非常に残念だと思っています。この支援体制事業が行ってれば、横の機関で繋がって、その人をどう支援していくかっていう、その連携を作りながら、支援してくるということだと思っていますから、何か取り組みが、静岡は少し遅れたかなっていう気持ちではあります。

果たしてこの整備体制事業が、機能してれば、その新聞記事のようなことが、あるかなかったその関係ないとするればそれはそれまででしょうけれども、ただあの事案だけを見ると、このやっぱり整備体制機能事業が、本当に機能してれば防げたものじゃないかなっていうのはちょっと考えています。

だから、今駿河区のモデル事業というのはやってますけども、これを静岡市全体に早くもっと広げるべきかなというふうには考えますけど、その点はどうなんでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。手上げの時期とかについては、なんとも申し上げにく

いところはあるんですけども、今回の台風15号の事例について、重層を立ち上げていけば必ず防げたかっていうようなところの保証ってちょっと難しい部分もあるのかなと正直思っています。

ただ、そういったことを防げた可能性は確かにあったらうなっていうふうにも思っておるところにはなりますので、黒澤様がおっしゃってくださったように横の連携、どういうふうにそういった事例をキャッチできるかっていうような支援体制を作っていくっていう事業だと私も思っておりますので、そちらについては少し静岡市規模が大きいというところもありまして、モデル地区を設定させていただいてってような方法取らせていただいたんですけども、全ての市であまねく実施が、機能できるようにこちら準備をきちんと整えていきたいなというふうに思っておるところです。

確実に防げた事例だったかどうかというところ、もしもの話になってしまうので、確実に防げたとは申し上げにくいところではありますけれども、そういった事例が防げるようにきちんと整備体制事業っていうのを進めていきたいなというふうに考えておるところです。

○川島委員 少しだけ今の補足させてもらって良いですか。おそらくこれがあったから、解決できたかっていうのを直接結びつけるのはあまりにも乱暴かなと個人的に思っていて、この黒澤様がどこまでこの状況のケースを把握してるかってわかりませんが、この事業で、我々の支えあいセンターという被災者支援をさせていただく事業の職員かっていうよりも、一番最初警察僕が知ってる限り警察なんですよ。

そのあと包括さんです。包括からうちに来たっていうのが実態かなと思うところが今回連携していなかったかっていうと、それはすぐ対応できたかなというふうに思うけれども、一方でなぜそういう状況がずっとあったのかっていうのは、これなぜだと思ってるかっていうと、これどういう話すればいいかちょっとあれなんですけれども、事実そういったお宅にアウトリーチできる機会っていうか、情報として、民生委員さんも持ち合わせてなかった状況になったっていうことです。っていうのは、住所問題だとかっていう登録ですよ。居住地の問題がずれちゃう。本当はそこにいるべきなのは、若い夫婦が住んでいるはずだみたいな、よくあるんですよ。そういった情報が上がってなかったんで正式な情報として、支援機関に入ってなかったってのは実状なんです。

だから、それはもちろん黒澤様がおっしゃることは、早めにかような事業は立ち上げることはもちろんいいとは思いますが、単にあのケースだけを見てどうだったっていうのは、あんまり言わない方がいいんじゃないかっていうふうには個人的には思います。

ただ実態としてこの事業があれば、解決したかもしれないっていうのは、それはその通りかなというふうに、ごめんなさい、ちょっと内情というか、事実を把握してる立場なのでね。

- 江原会長 はい、ありがとうございます。
- 深澤委員 はい。この重層的支援会議っていうのは、いろいろな方が考えなければいけない、とてもいいアイデアって元々もっともってね、例えば日本は縦割りが好きだったから、横に行ってこの横っていうのは別に役所なんか県庁の中での横縦割りをやめるっていうんじゃないで、社会の中でみんなで支え合うって意味ですよ。だから、それこそ資料の2-4の具体事例で、高齢父、外国籍母がこの①とすれば、このときはどれぐらいの支援の人たちが集まったんですか。
- 事務局 種類としてはですね、庁内の関係課で言いますと、生活困窮の世代だったので、生活保護の課と高齢がかかってますので、駿河区役所に入ってる高齢の課と、障害が関わっておりますので障害の課と、精神疾患の事例だったのでこころの健康センターと保健所の方にも精神保健福祉課というところがあるんですけど、そちらにも来ていただいてっていうような形でした。それが庁内の関係課になります。庁外になりますと精神の方がいらっしゃいましたので、そちらを支援するみらいというような機関があるんですけども、みらいさんに入っていたき、あとはアウトリーチと参加支援の事業者として東海道シグマが今委託をしているので、そちらが入っているというような形です。この事例はその関係課だったと思います。
- 深澤委員 今ちょっと考えてたんですけども、その下に書いてある兄夫婦、発達特性の強い4兄弟もみんなそうだと思うんですが、プランはどこが立てたんですか。介護保険でプランを作ってどうのこうのとかやってモニタリングをしてって、そこまでは厳しくは求めてないんですね。
- 事務局 基本的にはそのプランを立てた場合はモニタリングをしていくっていうような形にはなるんですけども、そちらは何ヶ月で必ずやらなければいけないとかっていうところが厳しく定められているわけではないので、事例ごとにそちらについても考えていくっていうことにはなりますが、立ててそれで終わりっていうふうにはできないものになりますので、基本的には立てたものについてモニタリングを定期的にしていくっていうのが基本的なスタイルにはなります。
- 深澤委員 皆さんお忙しい方たちが集まってくださるから、本当に集める福祉課の人は大変だと思うんですが、実際こういうことがとても大切っていうのは、私現場に行ってたので、すごくわかるんですけど、会議なんか出てましたのでわかるんですが、実際の話それが継続していくってのがすごく大変だと思うんです。だから、全部はできないかもしれないけど、それでも少しでも早めにね、みんながこういうところができるようにやっていただければ、その努力というのは、とても大切なことだと思いますので、大変だと思いますけど今後もよろしくお願いたします。
- 寺田委員 私もプランニングのところちょっとずつと気になっていて、どういった形でされたのかなあというところを気になったので、今のところ事例で上がってるところでプランニング済みということですか。

○事務局　　そうですね。今初回も終わっているっていうような状況ですね。  
○寺田委員　　相談者さんの同意が必ず必要になるっていうふうに書かれていたんですが、この事例に関しては、全て同意が取れたということでしょうか。

○事務局　　そうですね、そこについてちょっとどのように解釈するかっていうところもあるなと思っていて、実際はこの相談者の同意が取れているっていうような状況なんです。

ただその問題を抱える一番問題を抱えていると見られている方については、なかなか同意が多分得られない方がほとんどっていうようなところになるので、そちらについてどういうふうを考えるかっていうようなところは、他の市町も様々あって、それはもう重層とは呼ばないって言う市もあれば、その相談者の同意をもってって言うところもあったりはしていて、ちょっとこちら難しいなというふうに正直思っているところになります。ただこちらには書かせていただいているんですけども、本格実施をするにあたっては支援会議というものを、作ることができるっていうところで、相談者だったりとか、同意を得なくても会議を開催できるっていうようなそういった社会福祉法の規定もあるにはあるので、あまりその重層と重層会議と支援会議と同意が取れてるか取れてないかみたいなのところについては、そんなに中身としては変えずにこちらについてはちょっと同意が取れてないので、守秘義務を課す会議で行いますっていうようなところで、やっていきたいなというふうに思っているところにありますので、こちらについては相談者の同意は全て取れてるような状況にはなりませんね。

○江原会長　　はい、お願いします。

○中村委員　　説明ありがとうございます。相談該当の窓口とにそれぞれ相談に来られる方はいいんですけど来れない。例えばお子さんとかケアラーとか、障害のを持つ兄弟とかそういった子供さんに関して、いろんな仕掛け作りとかね、なかなか相談自分から来るっていうことはできなくてですね、私地域の子供食堂の手伝いをしていたことがあったんですけど、本当に来てほしいご家庭のお子さんたちは親から止められているんですね。

それでも子供ならみんな来ていいんだよ、学校からそのままおいでっていうようなことをしたんですけど、なかなか来ていただけなかったんです。そういうところでちょっと家が見えてしまうとか、そういったところに行くのを止められていたり、あとは学校で運動会なんかに参加できないという子もお母さんが来ないから、私はもう練習から行けないってだんだん学校に来られなくなってしまったり、やっぱそういったところってお子さんってすごく子供の世界は残酷であつたりもするので、フードロスの観点からこういったものをちょっと持って帰ってください。その時にアンケートで家で学習できますとか、学習できるような場所が家にないとか、今いろんなお子さんが外国籍のお子さんが2人いるんですとかね、こういったところとかアイセル何かで集っている場合

がありますので、子供さんが相談できるようなロールモデルというかね、役所の方というよりも、大学生のお兄さんお姉さんが相談できるようななんかいろんな話をしながら進路のこととか、進学のこととかを聞けるようなそういったことから、相談して、どういった問題をその子が抱えているのかなっていったこと、こういった道もあるんだよっていうことを繋げていけるようなものがあつたら、すごくこの重層的な支援っていうものがすごく具体的になっていくんじゃないかなあと思いました。

なかなかそれを、相談者の同意っていうものがすごく気になってはいるんですけど、その子が大きくなるまでに上の学校に行くっていうね、いろんな進路とかも、その間でも奨学金をもらいながら、こういった道もあるんだよっていうことでアナウンスしてあげるだけでもその子を生き方とかを社会と繋がっているっていうことが可能性が広がると思っていますので、なかなかそういった子たちを見つけるっていうのは大変かと思うんですけども、先ほど深澤委員がおっしゃられた、地域に根ざしたような仕掛けを上手に作っていただけたら、さらにこの計画が生きるのではないかなと思って伺ってみました。

○江原会長 はい、お願いいたします。

○末吉委員 先ほどの新聞の記事じゃないですけども、アウトリーチ支援っていうのがあるかなと思って、やっぱり目の行き届かない方っていうのは必ず出てくると思っています。どこかの支援に繋がっていれば、役所に行けばとか、包括に行けばとかっていう繋がる方は、まだこのような体制が立てれるかなと思うんですけども、やはり地域に埋もれてしまう方をどのようにこういう手紙・電話・訪問等を用いたアウトリーチ支援というふうに書いてありますし、本人との信頼関係の構築とありますが、ここの部分はと言った形で今後進めていく計画があるのか教えていただけたらなと思います。

○事務局 ありがとうございます。そこを非常に悩んでいる部分っていうところが正直ありまして、アウトリーチの事業でちょっと文章的にあまり表現ができていないんですけども、その掘り起こしといいますか、埋もれてしまっている方たちと繋がるっていうようなところも目標として、目的としてあるような事業になっておりまして、地域のことを一番よくわかっていらっしゃるのって一緒にその地域の中で暮らしている方だったりとかもするかなというふうに思っていて、例えばお隣さんが住んでいるだけで全然姿見たことないなとかちょっと変なおいがしてくるなあとかそういったことって役所で待っているだけでは絶対わからないことになりますので、そういったところを地域でももちろん活動していただいている民生委員さんですとか、自治会の方もそうかなとは思いますが、それでもそういった方たちから情報を集めていくっていうようなところがやっぱりその協力体制連携体制としては、必要になってくるのかなというふうに思っております。本当は先ほどのちょっと議題の中で中村委員からもありましたけれども地域のあらゆる人が、そういうアンテナを持ってこういう事業があるん

だこういうところに繋げばいいんだっていうところがわかっていただいて、って  
いう社会が一番理想なのかもしれないんですけども、そこにいたるまでって  
いうのはなかなか長い道のりがかかるといってもありますので、今は既に  
アンテナを高く持たせてくださっているそういう地域で活動して下さっている  
方たちに、どういうふうに情報を上げていただくかっていうようなところで  
こちらでも連携をうまくとっていきなというふうに思っておるところです。

なかなか、こうでこうでって明確な筋道っていうのが立てられていないので、  
試行錯誤っていうようなところが正直なところなんです。ありがとうございます。

○江原会長 事務局の方、時間はこれ、会議室は何時までですか。

○事務局 8時30分までです。

○江原会長 はい、じゃあ残り時間はあまりないですけど、ご意見たくさん出ているので。  
では、はい。

○石田委員 私駿河区に住んでおりまして、駿河区がモデル地区ということで、いろいろ活  
動していると大変ありがたいことだと思っています。ただ私どもの地域でも、  
外国人、それからですね1人暮らしの皆さん、高齢者だけのお住まい、障害を  
持っているご家族いろんな方がお見えになります。ただですね、これもですね、  
なかなかですね、民生委員さんもお存知かと思うんですが、我々もなかなかで  
すね、そういう状態が外に出てこない。こういうところをですね、やはり我々  
ももっともっと自治会としても気づいて、早めにですね、対応していくとい  
うことが大切なことだと思っていますし、今ですね、研修会とかいろいろやられ  
てるんですが、もっと幅広くいろいろ研修会等を設けてですね、地域を広げて  
いくということが一番大きいことかと思ひますし、我々もそれについては、よ  
くアンテナを高くしてよう協力していくということをおもっていますし、本当にで  
すね、そういうようなものをどんどん幅広く広げて進めていただければ  
大変ありがたいと思ひます。今後ともよろしくお願ひいたします。以上です。

○江原会長 はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○天野委員 市民感覚で申し訳ないです。あと多機関協働事業というのはいろんな団体の方  
がいらっしやると思ひますけれども、事例の相談が来たときに、その方たち  
を集めてというのはどれぐらいのタイムラグでできるのかと思ひます。よく問  
い合わせするとちょっと待ってください。と言われることが窓口で多かつたり  
するので、それはどれぐらいの間隔なのか。あとファシリテーターが養成中と  
いうことなんですかけれども、これは行政の方が行っているのでしょうか。質問  
させてください。

○事務局 ありがとうございます。事例によっては、かなり関係者が多くなるっていうよう  
なところもありますので、結構調整時間がかかる事がやはりあります。今は一  
応その月、モデル地区っていう形で始めたものですから、月に1回日程をちょ  
っとセットさせていただいて、そこで会議を行うっていうことを基本にはして  
るんですけども、事例によってはなるべく早くやりたいっていうような事

例もあったりはするものですから、そこは相談くれた機関の方と協議いたしまして、なるべく組めるところというような形で随時開催になっているところもあったりはします。調整自体はですね、正直皆さん支援機関の皆さん協力的でもありますので、ここでやりたいんですけれどもというところで無理に日程を空けていただいたりっていうようなところでやらせていただいておりますので、事例によっては2週間くらいでセットができてしまうものもあれば、調整に時間がかかって1ヶ月かかるかなっていうところもあったりはするので、そのタイムラグっていうのは様々になってきてしまっております。あまりセットまで時間がかかりそうというときはすぐに集まりそうな会議体がないとか場がないかっていうようなところはこちらの方でも探させていただいたりとか、そういったところで調整を図っているというところになっております。

ファシリテーターについてはですね、今年度その事例が多岐に渡っているようなところもあって、なかなかの人ができるっていうようなところが難しかったものですから、そちらの重層の事業の静岡県の方のアドバイザーをあの務めていただいている土屋さんという方がいらっしゃるんですけども、その方にはファシリテーターお任せしているっていう第三者の方にやっていただいているっていうような状況になっております。将来的には、ファシリテーターを務められる人間っていうのをどんどん養成していく必要があるかなというふうには思っておりますので、そちらについては、その土屋先生とご相談させていただきながら、行政の職員がやるのか外部の方をお願いするのかっていうところはまだ正直本決まりではないところがあるので、はっきりと言にくい部分もあるんですけども、そういった力をつけられるような養成講座みたいなところも少し行政の研修みたいなところも来年度セットしていければいいなというふうに考えております。今は外部委託みたいな形にしているというふうにご理解いただけたらと思います。

○天野委員      ありがとうございます。

○江原会長      はい、お願いします。

○増田委員      勢力的に制度化をされてると伝わってまいります。土屋さんって富士宮のですよ。地域包括支援センターができたときに、包括的に認証症の方々も含めて、家族支援の組み立てや障害関係の基幹相談が動き出したり、絵に描いた餅でしたよね。

つまり、ソーシャルワーク機能がないんだから、相談を受けるけれども、そこに支援を繋いでいくというのがなかなかできなかった。今お話くださってることがさらにもっと重層的包括的な両面を持った支援ということになったときに、ファシをこれから養成して、こういった事例のつまり、前も同じだけど、静岡市が障害者協会に委託をして、私はずっとその17ケースぐらい、こういった複合的なケースの、もう多職種連携研修やりました。

けれども、それぞれの分野でかなり複雑なシステムの中で皆さん仕事してるの



で、集まっても問題を集約することはできるんですけど、家族を家族として、トータルにそれを支援するプログラムって作れないんですよ。

そのことをずっと体験してきたので、それこそ行政と基幹相談が一生懸命連携して、地域の障害者支援しかもその障害者って、決して単独ではないんですからね。ライフステージもいろいろ変わっていくので、そういったときに、どうやって機関相談しっかり他の相談関係、連携して計画に行くのかと、計画作成に行くのかということがあって、まあ、もたもたしてたわけでしょ。

そんな中で、今お話聞いていると、それは、本当に僕からするとすごいチャレンジをおやりになっている。それは評価しますよ。

ただ、こういった困難事例を支援のプログラムにのせていくということが、どれほど専門職にとっても、各種専門職にとっても至難の業があることなんだということを考えたときに、行政的にそれをどんなに取りまとめて、支援に結びようとしても、計画と支援のいわばキーパーソンは誰にあるのか。そのあたりのことが揺らいでいく中で、本当にこういったケース対応が、ファシリテーターのような形でできるかどうか。

それこそ、ソーシャルワーク機能を持たないようなファシリテーターがやっても、マネージメント、コーディネーターができて、それを支援されることが現場的にはすごく難しいんですよ。ですから、今ご説明くださるのは本当にお見事と申し上げるぐらいの説明なんだけど、実態としてどうなんだって動くだろうか。そこのところは、絶えず気にしていただいて、だから、本当に蝸壺でやってきた方々が、包括的重層的に一つのケースに対して困難ケースに対してどれだけ総合的なアセスメントができるのか。実際おやりになってそう思いませんか。

みんな自分の意見は言うけれども、事例を俯瞰することができないんですよ。このあたりの時間をどうこれからしっかりとかけて、成熟させていくか、これはぜひ制度化以上に難しい技ですよ、制度は作れます。でも、その制度がきちんとケースと言ってしまえば、申し訳ないんですけど、当事者家族の方々をしっかりと支えるに足るだけのものに成熟していくのかっていうのは、これからまだまだ時間かかる。先ほどそうおっしゃったと思うんですけど、どういうふうに時間をかけて、成熟させていくのかというノウハウをお持ちにならないと、多分いつまでたっても同じことの繰り返しになりますよ。全国の手上げ方式で手上げさせてモデルを探してやらせてみて、これ全国に通用しそうだから、えいやってやるんですよ、大体そういうやり方でやるんです。だからこの重層的支援もそうなんです。それを一斉に全国に広げて金太郎飴みたいに同じようなことをやっていくわけですけども、実際に市町の事情が違いますんでね。そうした中で、静岡市方式を、駿河方式でどんなふうに組み立てられていくのか、そこはぜひ私も注目しておりますけれども、しっかりと組み立ててくださればと。しかも実態が、ご担当者の思いを上手く反映されていけばいいですね。

でもそこは苛立ちになる、かなりね、隔靴搔痒の感があるんだろうなというの  
も想像できる場所ですけれども、ぜひあの市民のためにモデルをしっかり成  
熟化した制度というのをご期待申し上げたいと思います。

○江原会長 はい、ありがとうございました。

○深澤委員 いろんな方が関わるというのはとてもね、良いことだと思うんですが、あまり  
にも多勢に無勢みたいな感じになって、まとまりがつかなくなるかもしれない  
けど、今増田先生もおっしゃってくださったように、専門家の方の意見をよく  
聞いて、増田先生あたりの理論的なところをぜひね、皆さんにお伝えしてい  
てくださって、静岡はこんなふうがいいのができたよって。

でもそれは何例をやらなくても、1例2例ぐらいをきちんとやってくっていう  
のでもいいんじゃないですかね。それだとね乏しいって言われるかもしれない  
けれど、そうじゃなくて質を高めていくには、それって例えばケアマネなんか  
でも介護保険のことになるけど、アセスメントすごくしっかりやりますよね。  
やってないと怒られちゃうぐらいに、そのそういうふうなところも既にそうい  
うノウハウをね。それは介護保険かもしれないけどでも、介護保険だってい  
ろんな人と呼んでやりますから。そういうのは実際にやってるんですよ。そう  
いうときに、ケアマネ研修なんかでも、社会資源をいかに利用していくかとい  
うことをよく言ってますから、そういう点でも同じようなことやってると思  
うんですよ。

文章化をしっかりしてますので、大変ですが、だから、先生方にも江原先生に  
も教えていただきながらやっていったらいいんじゃないかと思います。

○大石委員 時間がないからすみません。増田先生の言われたことすごいよくわかるので、  
あの一言言わせていただきたいと思ってるんですけど、福祉の専門家って本当  
に個別の個々の支援はよくできるけど、家庭全体にわたって支援ってなかなか  
ね、できないその通りだと思うんですよ。それをどういうふうにして生み出  
していくかって、僕もあの障害者、高齢者の世帯支援やっていて、常々思っ  
ているところで、世帯全体を見渡した支援を、その世帯をどういうふうにか  
うしていくのかっていう支援をやっぱりきっちりできる人が育っていかないと高  
齢者は高齢者だけ、障害者は障害者、それだけでずっといっちゃうと駄目なん  
ですよ。だからその辺のところをぜひ積み重ねてうまく作ってほしいな  
と思います。

○江原会長 はい、ありがとうございました。それでは時間も参りましたので、皆さんのご  
意見を踏まえた上で、この会議の方にもまた報告としていただけたらと思うので、  
その中でまたね、より良い制度になっている、定性的な意見を得ていき  
たいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

それではちょっと時間も伸びましたけど、これで審議を終えることが出来  
ました。それでは事務局にお返しいたします。

○事務局 それでは、事務局から1点ご連絡させていただきます。次回の専門分科会の開

催時期ですけれども、来年の1月から2月頃を予定しております。開催日時につきましては、できるだけ早くご連絡させていただきますが、日程調整の程またよろしく願いいたします。

それでは以上をもちまして、令和5年度第2回静岡市健康福祉審議会地域専門分科会を終了いたします。どうもありがとうございました。

(閉会)

静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会 会長

江原 勝幸

